



月刊 こう食品法令 【2024年 7月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
：有機加工食品の日本農林規格の一部改正
B【シリーズ】 食品表示案内 第15講 追補
：保健機能食品の表示について
C【コラム】 ちょっと深く、考える
：シアン化合物を含有する豆類の表示について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆有機加工食品の日本農林規格の一部改正案について、令和5年12月26日から令和6年1月24日までの期間、パブリックコメント手続を実施しました。7者から8件の御意見が寄せられ、パブリックコメントに付した案に技術的な修正を行った上で改正することとしました。2024年7月1日改正

有機加工食品の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方についてお寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
附属書A		
次亜塩素酸水の基準「食塩水（99％以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。」を削除する理由は何か。この場合、薬液混合型のもの等、食品添加物として指定されていない次亜塩素酸水が使用可能となるとの誤解が生じることから、当該基準を削除すべきではない。	5	多様な状況において有機加工食品を製造するに当たり、原材料を十分殺菌し衛生的な製造ができるよう、有機の原則と一致していること、必要不可欠であること等のコーデックスガイドラインに示された資材の追加要件を満たすことを確認の上、当該基準を削除することとしました。 食品の製造にあつては本規格のほか、食品衛生法等他法令の規制に従う必要があり、有機加工食品のJASにおいて食品添加物として使用可能となっている次亜塩素酸水は、食品衛生法上の規定に基づき添加物の指定を受けたもののみです。

農林水産省HPの情報から作成

※続きはPage 1-2（会員）で記載しています。

《第1編 加工食品》

第15講 保健機能食品の表示 【追補】

■ 機能性表示食品との併用

消費者の誤認防止の観点から、食品表示基準次長通知において、栄養機能食品と機能性表示食品の両方の表示をすることは認められていません。また、特定保健用食品（いわゆるトクホ）として表示許可（承認）申請中の食品を、機能性表示食品として届け出ることができますが、トクホの表示許可（承認）を受けた際には、速やかにトクホへ切替えるか、トクホと機能性表示食品を併売する場合、商品名や容器包装のデザインをトクホのものと明確に分け消費者が誤認しないようにする必要があります。

■ 特定保健用食品、いわゆるトクホは、健康増進法第43条第1項に基づき許可され、又は第63条第1項に基づき承認される特別用途食品の一つです。令和6年7月8日現在で、1038件の許可、1件の承認があり、計1039件です。その内訳は再許可特保477件、特保437件、規格基準型特保（食物繊維、オリゴ糖）111件、疾病リスク低減表示特保（カルシウム、DHA・EPA）13件、条件付き特保1件となっています。

■ トクホに係る許可等の要件には、「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領（最終改正 令和6年4月1日）」において、食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することが期待できるものであって、次の8つの要件を満たすものと定められています。

- (1) 食品又は関与成分について、表示しようとする保健の用途に係る科学的根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていること。
- (2) 食品又は関与成分についての適切な摂取量が医学的、栄養学的に設定できるものであること。
- (3) 食品又は関与成分が、添付資料等からみて安全なものであること。
- (4) 関与成分について、合理的理由がある場合を除き、「物理学的、化学的及び生物学的性状並びにその試験方法」と「定性及び定量試験方法」の事項が明らかにされていること。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

■食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

<抜粋>

(食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項)

第1条食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

一 名称 二 保存の方法 三 消費期限又は賞味期限 四 アレルギー 五 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ……



■ 十二 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第24の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

イ シアン化合物を含有する豆類 ⇒ アレルギー(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)及び使用の方法

ここで、シアン化合物を含有する豆類は「使用の方法」がなぜ安全性に重要な影響を及ぼす事項として特に大切な表示とされているのでしょうか？

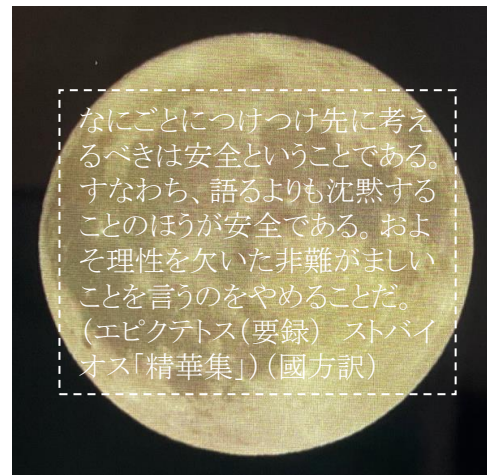
A Guide to Food Labelling, Kou

（編集後記）年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員（月にコーヒー1杯の価格相当分です）の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年（令和6年）も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2024年 7月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。